



フィリピン、新たな外国投資ネガティブリストを発行

2022年9月

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae

シンガポール法・日本法・アメリカNY州法弁護士 栗田 哲郎

1. はじめに

2018 年以降更新が途絶えていたフィリピンの外国投資ネガティブリストが今年 7 月に更新され、第 12 次外国投資ネガティブリスト (Executive Order No.175; The Twelfth Regular Foreign Investment Negative List) が発表されました。外国投資ネガティブリストは、フィリピン国内での外国人の所有または投資が関連法律によって禁止または制限されている事業及び専門職をリストアップしたものです。



ネガティブリストの変更には一部の法改正が必要でしたが、ドゥテルテ政権末期に、公共サービス法、小売業自由化法、外国投資法が改正されたことにより、外国投資ネガティブリストの改正が可能になりました。今回の外国人投資ネガティブリストの改正は、これら 3 つの重要な法改正を反映しています。これらの改正は外国からの投資規制を緩和する方針を汲むものとなっています(これら 3 つの法改正については、2 月、3 月、4 月のニュースレターをご参照ください。)。

以下、第 12 次外国投資ネガティブリストの要点をご説明いたします。

2. 第 12 次外国投資ネガティブリストによる主な改正点

国防省の許可が必要な活動や製品を除き、第 12 次外国投資ネガティブリストは、第 11 次外国投資ネガティブリストの外資規制の大部分を引き継いでいます。そのうえで、フィリピンへの外資規制を緩和する今回の法改正を反映したものとなっています。

以下は、第 11 次外国投資ネガティブリストと第 12 次外国投資ネガティブリストの関連する変更点の比較表です。

【表 1: 外国投資ネガティブリストの主な変更点の比較表】

第 11 次ネガティブリスト	第 12 次ネガティブリスト
1. 外国人は高等教育レベルで教えることができる (Republic Act No.8292)。ただし、当該科目が専門科目 (政府委員会や司法試験に含	1. 相互主義を条件として、初等・中等レベルの教育が含む、専門家による指導が認められる (附属書第 39 号)。また、専門課程の教育



まれるもの) でない場合に限る。	に関する除外規定が削除されたため、現行の法律および規制に従う限り、外国人が専門課程を教えることができるようになった（政府委員会または司法試験も含む）。
2. 資本金 2,500,000 米ドル未満の小売業企業への外国投資	2. 小売企業への外資導入に必要な資本金の要件が引き下げられ、払込資本金が 25,000,000 ペソ以上となった（Republic Act No.11595 、 Republic Act No.8762; Retail Trade Liberalization Act of 2000（小売自由化法）の改正に伴うもの）。
3. 協同組合への外国投資	3. 一般的に、協同組合では外国人の出資は認められていないが、フィリピン出生者による出資は認められるようになった。
4. 以下のものを除く、地方財政による公共事業の建設・修繕の契約（外国投資上限 40%） a. Republic Act No.7718 (改正民間インフラ投資法) の対象となるインフラ／開発プロジェクト b. 海外からの資金援助を受けているプロジェクトで、国際競争入札が必要なもの	4. Republic Act No.9184 (Government Procurement Reform Act) (政府調達改革法) 施行規則に基づくインフラプロジェクトの調達（外国投資上限 40%）
5. 公益事業(Public Utilities)に該当しない発電給電事業を除く、公益事業の運営（外国投資上限 40%）	5. 公益事業(Pubic Utility)の運営には、従来通り外国人持分の 40%制限があるものの、公共サービス法の改正に伴い、公益事業(Pubic Utility)とみなされる事業が以下のように再定義され、範囲が限定された。 <ul style="list-style-type: none">- 配電- 送電- 石油・石油製品パイプライン輸送システム- 上水道配水設備および下水道設備- 海港- 公共交通機関
6. 国防省の許可が必要な製品の製造、修理、保管、販売（外国投資上限 40%）	6. (削除)国防省の許可を必要とする製品の製造、修理、保管、および流通は、100%の外国投資が認められるようになった。
7. 高度な技術を持ち、従業員が 50 人以上いて、資本金が 10 万ドル未満の国内企業（外国投資上限 40%） ただし、以下の要件に該当し、払込資本金が 10 万米ドル以上であれば、100%の外国投資	7. 最低資本金 20 万米ドル以下の国内市場向け零細・中小企業（外国投資上限 40%） ただし、以下の要件に該当し、払込資本金が 10 万米ドル以上であれば、100%の外国投資が認められる。



<p>が認められる。</p> <p>(i) 先端技術に従事するもの</p> <p>(ii) 直接雇用の従業員が 50 人以上であること</p>	<p>(i) 科学技術省（Department of Science and Technology 以下、「DOST」という）が定める先端技術に従事するもの</p> <p>(ii) 主催機関である貿易産業省、情報通信技術省、DOST が、革新的新興企業法に基づき、新興企業または新興企業を支援する企業として承認された企業</p> <p>(iii) 直接雇用の従業員の過半数がフィリピン人であり、かつ 15 人未満を下回らないこと</p>
8. (新設)	8. 相互主義を前提に外国人がフィリピンで開業できる専門職として、以下のものが追加された。 <ul style="list-style-type: none">- 犯罪学- 食品技術- 海洋甲板工学- 専門教育- 放射線およびレントゲン- 音声言語病理学
9. 以下の専門職は、関連法の定める条件を満たした場合に企業による実施が認められる。 <ul style="list-style-type: none">- 航空工学- 農業バイオシステム工学- 建築学- 化学- 電子工学- 環境計画学- 林業- ガイダンスとカウンセリング- インテリアデザイン- 造園- 船舶工学- 心理学- 不動産サービス（不動産コンサルタント、不動産鑑定士、不動産査定士、不動産ブローカー、不動産販売員- 衛生工学- 社会事業	9.企業による専門職の外資規制は建築専門職のみとなった。

3. 第 12 次外国投資ネガティブリストの概要



外国人投資ネガティブリストは、AとBの2つのリストで構成されています。

- リスト A は、憲法または特定の法律により、フィリピン国籍者にのみ認められている活動分野を列挙したものです。
- リスト B は、法律に基づいて規制される活動や企業のうち、防衛関連の活動、または公衆衛生や秩序に影響を与える分野を列挙しています。

i. リスト A

リスト A は、憲法または法律がフィリピン人のために留保することを義務付けている特定の事業分野を列挙したものです。外国資本による所有が完全に禁止されている分野もあれば、以下のように 25%、30%、40%までの範囲で外国資本による所有が認められている事業分野もあります。

【表 2:リスト A - 憲法または法律に基づき外資保有が制限される事業分野】

外資保有の上限	事業分野
全面禁止 (外資保有不可)	<ul style="list-style-type: none">・ レコーディングおよびインターネット事業を除くマスメディア・ 法が特に定めた場合に所定の条件に従って行う場合を除く、専門職の実践。第 12 次外国投資ネガティブリスト別紙には以下の職業が定められています<ul style="list-style-type: none">- 外国人がフィリピンで開業することが許されない職業（ただし、関連する法律に規定された相互主義の対象となる場合を除く）。- 関連する法律により外国出資が制限されている専門職の企業における実践。・ 資本金 2,500 万ペソ (PHP25,000,000) 未満の小売企業（小売業自由化法の改正法の詳細については、ニュースレターのリンクからご覧ください。https://oneasia.legal/8203）・ 協同組合（フィリピン出生者の投資を除く）・ 私立探偵・監視人・警備員事務所の組織・運営・ 小規模採掘・ 群島水域、領海、排他的経済水域における海洋資源の利用、および河川、湖沼、湾、潟湖における天然資源の小規模な利用・ コックピットの所有・運用・管理・ 核兵器の製造、修理、備蓄および配布・ 生物・化学・放射線兵器および対人地雷の製造、修理、備蓄、流通・ 爆竹およびその他の火工品の製造



上限 25%	<ul style="list-style-type: none">雇用斡旋（国内、国外雇用を問わない）防衛関連施設の建設
上限 30%	<ul style="list-style-type: none">広告業
上限 40%	<ul style="list-style-type: none">政府調達改革法に基づくインフラプロジェクトの調達天然資源の探査・開発・利用土地の所有（フィリピン出身者で契約能力のある者を除く）公共事業（Public Utility）の運営（改正公共サービス法の詳細については、ニュースレターのリンクからご覧ください。https://oneasia.legal/8416<ul style="list-style-type: none">- 配電- 送電- 石油・石油製品パイプライン輸送システム- 上水道配水設備および下水道設備- 海港- 公共交通機関教育機関（宗教団体や宣教師会、外国人外交官とその扶養家族、他の外国人一時居住者、または Batas Pambansa No. 232 第 20 条で定義された正式な教育システムの一部を形成しない短期的な高度技術開発のために設立されたものを除く）。米及びとうもろこしの栽培、生産、精米、加工、小売を除く取引、並びに米及びとうもろこし及びその副産物の物々交換、購入又はその他の方法による取得（売却期間中におけるものに限る）。政府関係法人、会社、機関または地方公共団体への材料、商品および商品の供給に関する契約深海商業漁船の運航マンション住戸の所有権民間無線通信網

ii. リスト B

前述の通り、第 12 次外国投資ネガティブリストでは、外資保有割合が 40%までに制限されている企業のうち、国防省の許可を必要とする活動や製品が削除されました。従って、これらの製品や活動に関しては、外国人の所有参加制限はなくなり、外国人はこれらの企業の 100%まで所有することができるようになりました。

以下は、安全保障、防衛、公衆衛生、秩序に対するリスク、中小企業の保護などの理由から、外資保有割合が 40%までに制限されている企業のリストです。



【表3:リストB　－安全保障、防衛、公衆衛生、秩序、中小企業の保護を理由として外資保有が制限される事業分野】

外資保有の上限	事業分野
上限 40%	<ul style="list-style-type: none">・ フィリピン国家警察 (PNP) の許可を要する品目の製造・修理・保管・流通<ul style="list-style-type: none">- 銃器（拳銃から散弾銃まで）、銃器の部品およびその弾薬、銃器の製造に使用される、または使用することを意図した器具または装置- 火薬- ダイナマイト- 爆発物- 火薬の製造に使用される成分（例：カリウム、ナトリウムの塩素酸塩、アンモニウム、カリウム、ナトリウム、バリウム、銅（11）、鉛（11）、カルシウム、亜銅酸塩の硝酸塩、硝酸、ニトロセルロース、アンモニウム、カリウム、ナトリウムの過塩素酸塩、ジニトロセルロース、グリセロール、アモルファスリン、過酸化水素、ストロンチウムおよび硝酸塩の粉、トルエン- 伸縮式照準器、スナイパースコープ、その他これらに類する装置（注：上記の品目の製造または修理は、生産量のうちフィリピン国家警察長官が定める割合が輸出されることが外資保有の許可条件とされる。）・ 危険薬物の製造・流通・ サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他公衆衛生や風紀に危険を及ぼすとして法律で規制されている類似の行為（ウェルネスセンターを除く）・ すべての形態のギャンブル（フィリピン・アミューズメント・アンド・ゲーミング・コーポレーション(PAGCOR)との投資協定でカバーされているものを除く）・ 払込資本金額 20 万米ドル未満の国内市場向け中小事業。ただし、以下の要件に該当し、払込資本金が 10 万米ドル以上であれば、100%の外国投資が認められる。（改正外国投資法の詳細については、ニュースレターのリンクからご覧ください。 https://oneasia.legal/8333<ul style="list-style-type: none">- (i) DOST が定める先端技術を伴うもの- (ii)革新的新興企業法に基づき、主管庁である貿易産業省、情報通信技術省、DOST から新興企業または新興企業を支



	<p>援する企業として承認されたもの</p> <ul style="list-style-type: none">- (iii) 直接雇用の従業員の過半数がフィリピン人であり、かつ 15 人未満を下回らないこと
--	---

4.最後に

フィリピンでビジネスを行おうとする外国投資家は、当該事業分野が外国資本に開放されているのか、フィリピン国民に限定または完全に留保されているのかについて事前に把握しておく必要があります。既に述べたように、第 12 次外国投資ネガティブリストは、外国人投資家のフィリピンへの参入障壁を軽減するために改正された公共サービス法、小売業自由化法、外国投資法の変更を反映したものです。これらの法改正の詳細については、以下のリンクから、過去のニュースレターをご覧ください。

<https://oneasia.legal/8416>

<https://oneasia.legal/8203>

<https://oneasia.legal/8333>

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

<著 者>



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。



	<p>vasuaki.nanba@oneasia.legal</p> <p>06-6311-1010</p>
	<p>栗田 哲郎</p> <p>One Asia Lawyers Group 代表</p> <p>シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p> <p>tetsuo.kurita@oneasia.legal</p> <p>+65 8183 5114</p>
	<p>カインダイ ジェネベス ケイ</p> <p>Cainday, Jennebeth Kae</p> <p>フィリピン法弁護士</p> <p>フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザリーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。</p> <p>cainday.jennebeth@oneasia.legal</p>